

○盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則

平成 9 年 2 月 28 日規則第 1 号
改正 平成13年 2 月 28 日規則第 1 号
平成15年11月28日規則第 2 号
平成29年 2 月 16 日規則第 1 号
令和元年11月29日規則第 4 号
令和 4 年 2 月 25 日規則第 1 号

盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則（平成 2 年紫波郡環境施設組合規則第 1 号）の全部を次のとおり改正する。

（趣旨）

第 1 条 この規則は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下法」という。）及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号。以下「省令」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（一般廃棄物の処理計画）

第 2 条 法第 6 条第 1 項に規定する一般廃棄物の処理（収集運搬を含む。以下同じ。）計画は、管理者が一般廃棄物の種類、処理方法等について定め、告示するものとする。これを変更するときも同様とする。

（一般廃棄物処理業の許可の申請）

第 3 条 法第 7 条第 1 項又は第 6 項の規定による許可を受けようとする者（以下「許可申請者」という。）は、一般廃棄物処理業許可申請書（様式第 1 号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、管理者が特に認めた場合は、この限りでない。

- （1） 事業計画の概要を記載した書類
- （2） 事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類
- （3） 事業の用に供する施設又は器材の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図
- （4） 許可申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本）
- （5） 許可申請者の履歴書（申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書）
- （6） 許可申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない旨を記載した書類
- （7） 許可申請者が法人である場合には、直前 3 年（法第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可の更新を受けようとする者にあつては、直前年）の各事業年度における貸借対照表、損益計算書並びに法人税、道府県民税及び市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- （8） 許可申請者が個人である場合には、直前 3 年（法第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可の更新を受けようとする者にあつては、直前年）の確定申告書の写し、収支計算書等の書類並びに所得税、道府県民税及び市町村民税の納付すべき額及び納付済額を証する書類
- （9） 従業員名簿
- （10） その他管理者が必要と認める書類

2 法第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可の更新を受けようとする者は、前項の規定にかかわらず、同項第 2 号、4 号及び 5 号に掲げる書類の内容に変更がない場合に限り、これらの図書の添付

は要しないものとする。

（一般廃棄物処理業の許可の基準）

第4条 一般廃棄物処理業の許可の基準は、法第7条第5項又は第10項に定めるもののほか、次のとおりとする。ただし、特定家庭用機器再商品化法（平成10年法律第97号）第2条第4項の政令で定める機械器具については、この限りでない。

- （1） 処理する廃棄物は、盛岡市（平成4年3月31日における紫波郡都南村の区域に限る。以下同じ。）、紫波町及び矢巾町内において発生した一般廃棄物であること。
- （2） 許可の申請をするときに一般廃棄物の処理業務を遂行するに足りる収集対象事業所等を有していること。
- （3） 許可申請者が盛岡市、紫波町及び矢巾町内に住所（申請者が法人であるときは、主たる事務所）及び事業所を有すること。

（一般廃棄物処理業の変更の許可の申請）

第5条 法第7条の2第1項の許可を受けようとする者は、一般廃棄物処理業事業範囲変更許可申請書（様式第2号）に次に掲げる図書を添えて管理者に提出しなければならない。ただし、その内容に変更がない図書については、添付を要しないものとする。

- （1） 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- （2） 変更に係る事業の資金の調達方法を記載した書類
- （3） 変更した事業の用に供する施設及び器材の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近の見取図
- （4） 従業員名簿

（一般廃棄物処理業の廃止の届出）

第6条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、その一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止しようとするときは、廃止しようとする日の30日前までにその旨を文書により管理者に届け出なければならない。

2 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出は、一般廃棄物処理業廃止届（様式第3号）により行われなければならない。

（一般廃棄物処理業の変更の届出）

第7条 法第7条の2第3項の規定による変更の届出は、変更の日から10日以内に一般廃棄物処理業変更届（様式第4号）により行われなければならない。

（一般廃棄物処理業の許可証の交付）

第8条 管理者は、法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可をしたときは、一般廃棄物処理業許可証（様式第5号。以下「許可証」という。）を当該許可を申請した者に交付するものとする。

2 管理者は、法第7条の2第3項の規定による廃止の届出（一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の一部の廃止の届出に限る。）又は変更の届出（住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称若しくは代表者氏名の変更の届出に限る。第13条第1項第3号において同じ。）があったときは、当該届出をした者に新たな許可証を交付するものとする。

（一般廃棄物処理業の許可証の再交付）

第9条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、許可証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに一般廃棄物処理業許可証再交付申請書（様式第6号）を管理者に提出

し、許可証の再交付を受けなければならない。この場合において、破損し、又は汚損したことにより許可証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した許可証を当該申請書に添付しなければならない。

- 2 許可証を紛失し、前項の規定により許可証の再交付を受けた者は、紛失した許可証を発見したときは、速やかに発見した許可証を管理者に返還しなければならない。

(許可業者の遵守事項)

第10条 第8条の規定により法第7条第1項若しくは第6項又は法第7条の2第1項の許可を受けた者（以下「許可業者」という。）は、法第7条の規定のほか、次の事項を守らなければならない。

- (1) 従業員には、常に従業員証を所持させ、本組合職員又は一般廃棄物処理依頼者から、要求された時は、提示しなければならない。
- (2) 許可証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(施設及び器材の検査)

第11条 許可申請者は、処理に要する施設及び器材（以下「処理施設等」という。）について、管理者が定める方法により検査を受けなければならない。

- 2 管理者は、必要があると認めるときは、前項の検査のほか随時検査することができる。
- 3 許可申請者又は許可業者は、前項に定める検査に合格しない処理施設等を使用してはならない。

(一般廃棄物処理業の許可の取り消し及び業務の停止)

第12条 管理者は、許可業者が法第7条の4に該当する場合のほか、次の各号の一に該当するときは、その許可を取り消し、又は期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により許可を受けたとき。
- (2) 第4条に定める許可の基準に適合しなくなったとき。
- 2 前項の規程による許可業者の許可の取り消し、又は業務の停止は、許可取消書（様式第7号）又は業務停止命令書（様式第8号）により行うものとする。

(一般廃棄物処理業の許可証の返還)

第13条 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに許可証を管理者に返還しなければならない。

- (1) 法第7条第1項又は第6項の許可を取り消されたとき。
- (2) 法第7条の2第1項の許可を受けたとき。
- (3) 法第7条の2第3項の規定による廃止の届出又は変更の届出をしたとき。
- (4) 許可の有効期間が満了したとき。
- 2 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、法第7条の3の規定に基づき期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ぜられたときは、許可証を一時管理者に返還しなければならない。

(実績の報告)

第14条 許可業者は、毎月の実績を翌月10日までに管理者に報告しなければならない。

- 2 収集運搬車等の関係する事故が発生した際は、直ちに管理者に報告しなければならない。
- (再生利用一般廃棄物処理業の指定の申請)

第15条 省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を受けようとする者は、再生利用一般廃棄物処理業指定申請書（様式第10号）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

- (1) 事業計画の概要を記載した書類
- (2) 申請者の住民票の写し（申請書が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本）
- (3) 申請者の履歴書（申請書が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書）
- (4) 取引業者との取引を証する書類
- (5) 生活環境の保全上の対策を記載した書類
- (6) 平面図、構造図、再生工程図等事業の用に供する施設の概要を明らかにした書類
- (7) 再生利用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類（省令第2条の3第2号の指定を受けようとする場合に限る。）

（再生利用一般廃棄物処理業の変更の承認の申請）

第16条 省令第2条第2号の指定を受けた者は（以下「再生利用一般廃棄物収集運搬業者」という。）又は省令第2条の3第2号の指定を受けた者（以下「再生利用一般廃棄物処分業者」という。）は、その再生利用をされることが確実であると管理者が認めた一般廃棄物（以下「再生利用一般廃棄物」という。）の収集若しくは運搬又は処分の事業の範囲の変更の承認を受けようとするときは、再生利用一般廃棄物処理業事業範囲変更承認申請書（様式第11号）に次に掲げる図書を添えて管理者に提出しなければならない。

ただし、その内容に変更がない書類については、添付を要しないものとする。

- (1) 変更後の事業計画の概要を記載した書類
- (2) 申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本）
- (3) 申請者の履歴書（申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書）
- (4) 変更に係る取引業者との取引を証する書類
- (5) 生活環境の保全上の対策を記載した書類
- (6) 平面図、構造図、再生工程図等変更に係る事業の用に供する施設の概要を明らかにした書類
- (7) 再生利用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類（再生利用一般廃棄物処分業者が再生利用一般廃棄物の種類の変更の承認を受けようとする場合に限る。）

（再生利用一般廃棄物処理業の廃止の届出）

第17条 再生利用一般廃棄物収集運搬業者又は再生利用一般廃棄物処分業者は、その再生利用一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の全部又は一部を廃止したときは、廃止した日の翌日から起算して10日以内に再生利用一般廃棄物処理業廃止届（様式第12号）により管理者に届け出なければならない。

（再生利用一般廃棄物処理業の変更の届出）

第18条 再生利用一般廃棄物収集運搬業者又は再生利用一般廃棄物処分業者は、次に掲げる事項を変更したときは、変更の日から10日以内に再生利用一般廃棄物処理業変更届（様式第13号）に当該変更の内容を明らかにする書類を添えて管理者に届け出なければならない。

- (1) 住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称若しくは代表者氏名

- (2) 事業の用に供する施設の種類又は数量
- (3) 再生利用の方法
- (4) 取引業者

(再生利用一般廃棄物処理業の指定証の交付)

第19条 管理者は、第15条又は第16条の規定による提出があったときは、これを審査し、省令第2条第2号若しくは第2条の3第2号の指定をしたとき又は収集し、若しくは運搬し、若しくは処分する再生利用一般廃棄物の種類の変更の承認をしたときは、再生利用一般廃棄物処理業指定証(様式第14号。以下「指定証」という。)を当該指定又は変更の承認を申請した者に交付するものとする。

2 管理者は、第17条の規定による届出(再生利用一般廃棄物の収集若しくは運搬又は処分の事業の一部の廃止の届出に限る。)又は前条の規定による届出があったときは、当該届出をした者に新たな指定証を交付するものとする。

(再生利用一般廃棄物処理業の指定証の再交付)

第20条 再生利用一般廃棄物収集運搬業者又は再生利用一般廃棄物処分業者は、指定証を紛失し、破損し、又は汚損したときは、速やかに再生利用一般廃棄物処理業指定証再交付申請書(様式第15号)を管理者に提出し、指定証の再交付を受けなければならない。

この場合において、破損し、又は汚損したことにより指定証の再交付を受けようとする者は、その破損し、又は汚損した指定証を当該申請書に添付しなければならない。

2 指定証を紛失し、前項の規定により指定証の再交付を受けた者は、紛失した指定証を発見したときは、速やかに発見した指定証を管理者に返還しなければならない。

(再生利用一般廃棄物処理業の指定証の返還)

第21条 再生利用一般廃棄物収集運搬業者又は再生利用一般廃棄物処分業者は、次の各号のいずれかに該当したときは、直ちに指定証を管理者に返還しなければならない。

(1) 省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を取り消されたとき。

(2) 第17条の規定による届出又は第18条の規定による届出(住所若しくは所在地又は氏名若しくは名称若しくは代表者氏名の変更の届出に限る。)をしたとき。

(3) 第19条第1項の承認を受けたとき。

2 再生利用一般廃棄物収集運搬業者又は再生利用一般廃棄物処分業者は、次条の規定に基づき期間を定めてその事業の全部の停止を命ぜられたときは、指定証を一時管理者に返還しなければならない。

(再生利用一般廃棄物処理業の指定の取消し等)

第22条 管理者は、再生利用一般廃棄物収集運搬業者又は再生利用一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当したときは、その指定を取り消し、又は期間を定めてその業務の全部若しくは一部の停止を命ずることがある。

(1) この規則又はこれに基づく処分に違反したとき。

(2) 偽りその他の不正な手段により省令第2条第2号又は第2条の3第2号の指定を受けたとき。

(委任)

第23条 この規則の施行に関し、定めのないものについて別に管理者が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の日前に改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の規定に基づきなされた手続その他の行為は、この規則の相当規定に基づきなされたものとみなす。

附 則（平成13年2月28日規則第1号）

この規則は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成15年11月28日規則第2号）

この規則は、平成15年12月1日から施行する。

附 則（平成29年2月16日規則第1号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和元年11月29日規則第4号）

この規則は、令和元年12月14日から施行する。

附 則（令和4年2月25日規則第2号）

この規則は、令和4年3月1日から施行する。

一般廃棄物処理業許可申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

一般廃棄物処理業の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条第 項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事務所及び事業場の 名称及び所在地		
事業 の 範囲	取り扱う一般 廃棄物の種類	
	収集、運搬 又は処分の別	
事業の用に供する設備 及び器材の保有状況		
事業の用に供する施設の 処理方式及び処理能力		
事業開始予定年月日		年 月 日
添 付 書 類		①事業計画の概要を記載した書類 ②事業の開始に要する資金の調達方法を記載した書類 ③事業の用に供する施設及び器材の構造を明らかにする図面及び当該施設の付近見 取図 ④申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄付 行為の写し及び登記簿本） ⑤申請者の履歴書（申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書） ⑥申請者が法第 7 条第 5 項第 4 号イからルまでに該当しない旨を記載した書類 ⑦申請者が法人である場合には、直前 3 年（法第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可の更新 を受けようとする者にあつては、直前年）の各事業年度における貸借対照表、損 益計算書並びに法人税、道府県民税及び市町村民税の納付すべき額及び納付済額 を証する書類 ⑧申請者が個人である場合には、直前 3 年（法第 7 条第 1 項又は第 6 項の許可の更 新を受けようとする者にあつては、直前年）の確定申告書の写し、収支計算書等 の書類並びに所得税、道府県民税及び市町村民税の納付すべき額及び納付済額を 証する書類 ⑨従業員名簿 ⑩その他管理者が必要と認める書類

一般廃棄物処理業範囲変更許可申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の許可を受けたいので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 1 項の規定により、関係書類を添えて次のとおり申請します。

記

事務所及び事業場の 名称及び所在地		
事業 の 範囲	取り扱う一般 廃棄物の種類	
	収集、運搬 又は処分の別	
事業の用に供する設備 及び器材の保有状況		
事業の用に供する施設の 処理方式及び処理能力		
事業開始予定年月日		年 月 日

一般廃棄物処理業廃止届

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

年 月 日付け盛岡・紫波地区環境施設組合指令第 号で許可を受けた一般
廃棄物処理業を廃止したので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条の2第3項の規定によ
り、次のとおり届け出ます。

記

1 廃止した事業の内容

2 廃止年月日 年 月 日

3 廃止の理由

一般廃棄物処理業変更届

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

年 月 日付け盛岡・紫波地区環境施設組合指令第 号で許可を受けた一般廃棄物処理業に変更があったので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 7 条の 2 第 3 項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

No.	変更事項	変更前	変更後	変更の理由及び変更年月日

注 1 変更の内容を明らかにする関係書類を添付すること。

注 2 様式は適宜行を追加又は幅を変更して使用すること。

一般廃棄物処理業許可証

盛岡・紫波地区環境施設組合指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付で申請のあった一般廃棄物処理業の許可については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第7条第 項の規定により、次のとおり許可します。

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合
管理者

許可年月日及び許可番号		年 月 日 第 号
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類	
	収集、運搬又は処分の別	
許可期限		年 月 日から 年 月 日まで
許可条件		

様式第 6 号（第 9 条関係）

一般廃棄物処理業許可証再交付申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

次の理由により一般廃棄物処理業許可証の再交付を受けたいので、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第 9 条第 1 項の規定により、申請します。

記

理 由

許 可 取 消 書

盛岡・紫波地区環境施設組合指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付で盛岡・紫波地区環境施設組合指令第 号で許可した一般廃棄物処理業及について、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条の規定により、次のとおり許可を取り消す。

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合
管理者

取 消 事 項	
取 消 理 由	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、管理者に対して異議申したてをすることができる。

業務停止命令書

盛岡・紫波地区環境施設組合指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付で盛岡・紫波地区環境施設組合指令第 号で許可した一般廃棄物処理業について、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第12条の規定により、次のとおり業務の停止を命ずる。

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合
管理者

停 止 を 命 ず る 事 項	
停 止 期 間	
停 止 を 命 ず る 理 由	

（教示）

この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60 日以内に、管理者に対して異議申立をすることができる。

様式第 9 号 削除

再生利用一般廃棄物処理業指定申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

再生利用一般廃棄物処理業の指定を受けたいので、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第15条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事業 の 範 囲	取 扱 一 般 廃 棄 物 の 種 類	
	収 集 、 運 搬 又 は 処 分 の 別	
再 生 利 用 の 目 的		
事業の用に供する設備 及び器材の保有状況		
事業の用に供する施設の 処理方式及び処理能力		
引 取 業 者	住 所 又 は 所 在 地	
	氏 名 又 は 名 称 及 び 代 表 者 氏 名	
事 業 開 始 予 定 年 月 日		年 月 日
添 付 書 類		①事業計画の概要を記載した書類 ②申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本） ③申請者の履歴書（申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書） ④取引業者との取引を証する書類 ⑤生活環境の保全上の対策を記載した書類 ⑥平面図、構造図、再生工程図等事業の用に供する施設の概要を明らかにした書類 ⑦再生利用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類（省令第2条の3第2号の指定を受けようとする場合に限る。） ⑧その他管理者が必要と認める書類

注 取引業者の欄は、省令第1条第2号の指定を受けようとする場合にあっては取引再生利用一般廃棄物処分業者を、
省令第2条の3第2号の指定を受けようとする場合にあっては取引再生利用一般廃棄物収集運搬業者を記載すること。

再生利用一般廃棄物処理業範囲変更承認申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

再生利用一般廃棄物処理業の事業の範囲の変更の承認を受けたいので、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第16条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

		変更前	変更後
事業の範囲	取り扱う一般廃棄物の種類		
	収集、運搬又は処分の別		
変更に係る	再生利用の目的		
	事業の用に供する設備及び器材の保有状況		
	事業の用に供する施設の処理方式及び処理能力		
	取引業者	住所又は所在地	
氏名又は名称及び代表者氏名			
変更の理由			
添付書類（変更の無い書類については添付不要）		①変更後の事業計画の概要を記載した書類 ②申請者の住民票の写し（申請者が法人である場合には、その法人の定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本） ③申請者の履歴書（申請者が法人である場合には、その役員の名簿及び履歴書） ④変更後の取引業者との取引を証する書類 ⑤生活環境の保全上の対策を記載した書類 ⑥平面図、構造図、再生工程図等事業の用に供する施設の概要を明らかにした書類 ⑦再生利用により生ずる廃棄物の処理方法を記載した書類（省令第2条の3第2号の指定を受けようとする場合に限り。） ⑧その他管理者が必要と認める書類	

注 変更に係る取引業者の欄は、再生利用一般廃棄物収集運搬業者がその事業の範囲の変更の承認を受けようとする場合にあっては取引再生利用一般廃棄物処分業者を、再生利用一般廃棄物処分業者がその事業の範囲の変更の承認を受けようとする場合にあっては取引再生利用一般廃棄物収集運搬業者を記載すること。

再生利用一般廃棄物処理業廃止届

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

年 月 日付け盛岡・紫波地区環境施設組合指令第 号で指定を受けた再生利用一般廃棄物処理業を廃止したので、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第17条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

1 廃止した事業の内容

2 廃止年月日 年 月 日

3 廃止の理由

再生利用一般廃棄物処理業変更届

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

年 月 日付け盛岡・紫波地区環境施設組合指令第 号で指定を受けた再生利用一般廃棄物処理業に変更があったので、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第18条の規定により、次のとおり届け出ます。

記

No.	変更事項	変更前	変更後	変更の理由及び変更年月日
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

注 1 変更の内容を明らかにする関係書類を添付すること。
注 2 様式は適宜行を追加又は幅を変更して使用すること。

再生利用一般廃棄物処理業指定証

盛岡・紫波地区環境施設組合指令 第 号

住所又は所在地

氏名又は名称
及び代表者氏名

年 月 日付で申請のあった再生利用一般廃棄物処理業の指定については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第2条第2号（第2条の3第2号）の規定により、次のとおり指定します。

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合
管理者

- 1 事業の範囲
- 2 指定の条件

様式第15号（第20条関係）

再生利用一般廃棄物処理業指定証再交付申請書

年 月 日

盛岡・紫波地区環境施設組合 管理者 様

住所又は所在

氏名又は名称
及び代表者氏名

電話番号

次の理由により再生利用一般廃棄物処理業指定証の再交付を受けたいので、盛岡・紫波地区環境施設組合廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則第20条第1項の規定により申請します。

記

理 由